

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（65）

2017年2月1日

小田中聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2016年2月に生じた諸問題の第四回目です。今号をもって2016年2月を終え、次号から2016年3月に入ります。）

V 文教政策と青年問題と放送の自由

（1）財務省は、2015年10月国立大学に対する運営交付金を削減し、授業料の大幅引き上げを求める方針を打ち出した。この方針の意味することは、学費値上げを含め、大学は自分で金を工面せよ、ということである（赤旗2月12日）。

日本の国立大学の初年度納付金は現在（2015年1月）82万円、私立大学では、平均で文科系115万円、理科系で150万円、医歯系で461万円である。高学費に加え、給付制奨学金もないのである。

そのような高学費は、教育の機会均等という憲法26条に違反するものである。憲法26条は、「すべての国民は…その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定しており、「その能力に応じて」には“財産的能力”は含まれていないからである。

（2）2月10日、衆院予算委で国立大学の運営費交付金削減問題が取り上げられた。共産党の畑野議員がこの問題を追及した。主としてその追及の主な点と、これに対する政府側の答弁を記すことにする。

①国立大学の収入の中心を占める運営交付金は、国立大学法人化以降、12年間で12%、1470億円の大幅削減されたこと。

②財務省が昨年10月の財政制度等審議会

で、“運営交付金を毎年1%減少させ、自己収入を毎年1.6%増加させることが必要”とする提案を行ったことに対し、全国36の国立大学の学長や経営協議会学外委員から“壊滅的な機能不能に陥る”とする批判的声明が出された。

③さらに畑野議員は、“全国の大学関係者や地域を挙げての反対の声で2016年度の運営費交付金の総額は予算案では前年度と同様に据え置きになったとし、問題は今後どうしようとしているか、17年度以降の運営交付金の削減を検討しているのか”と質した。

これに対し、麻生財務相は、“運営交付金を適正化して再配分するルールの導入と合わせて、自主財源の目標を設定して、経営力の強化と自立性の確保を向上させる”と答弁した。さらに畑野議員が、“自己収入増のためには授業料引き上げも行えということになる”と追及したのに対し、麻生財務相は“国立大学も聖域化せず、運営交付金の適正化を行うことが重要。運営交付金への依存度を減らし、多様な収入源の確保によって経営していく力を強化していくことが必要だ”と答弁した。畑野議員の“運営交付金を削って自己収入で賄えという方針であり、結局は授業料引き上げにつながる。… 国立大学運営費交付

金の削減方針をやめ、削減してきた交付金を元に戻すべきだ”と追及した。これに対し安倍首相は、“収入を増やす努力を後押しする意味も含め、交付金の改革を進める”と答弁した。

(3) これらの答弁の意味するのは、①基本的に大学を事業経営体として扱おうとしていることである。つまり、大学の特性であり憲法が保障する大学の自由・自治性・独立性を否定したことである。②授業料アップを行うことは、大学生の学ぶ権利を奪うものである。③大学を日米軍事同盟強化の一環に引きずり込むことである。

(4) 次に青年、つまり18歳以上の青年に選挙権が付与されたことの意義について述べよう。

2月21日、安保法制(戦争法)の廃止を求めて高校生グループ「T-ns SOWL」が「全国いっせい高校生デモ」を呼びかけ、仙台、東京、大阪、福岡など各地でデモなどが行われた。

東京では5000人が参加し、参加者のあいねさんがスピーチした。“安保法制が可決されてから一日も怒りや恐怖を忘れてはいない。デモで声を上げ続けるし、選挙に行く。主権者として政治を考え続けることが民主主義をつくっていくことだ”と語った。また松土さんは、“やっとな五野党の共闘ができた。大事なのはこれから。僕たちが後押ししていきたい”と語った(2月22日赤旗)。

同日、仙台、大阪、福岡でも高校生のデモが行われた。

仙台では、「T-ns SOWL」が仙台市青葉区で高校生デモを行った。参加者の一人せんなさん(高校1年生)は、“18歳選挙権ができ

て、高校生が政治について学び行動することがだいじになっている。正しいことは正しい、間違っていることは間違っていると声を上げ続けたい”と語り、また久道さん(大学2年生)は、“野党五党が安保法制廃止法案を提出し選挙協力で一致したというニュースは朗報だ。市民の草の根行動の結果であり、この波を広げるためにも頑張ろう”と語った(2月22日赤旗)。

(5) 右に紹介したのはほんの一例である。今や選挙権を持った若い人々は、自ら組織を作り、自らの意見を国政のより良き方向に向かうように自覚し、自ら行動しているのである。素晴らしい動きである。

(6) 2月19日、東京都足立区で「シカゴの教育に学ぶシンポジウム」が行われ、約50人が参加した。

その主な報告の内容は次の通りである。

①アメリカ・シカゴの公立小学校の特別支援教育担当教師サラ・チェンバースさんが、“シカゴでは学力テストの低い学校は閉校、公営民営学校の50校が閉校された時はその9割が黒人居住区にある学校だった。そして2008年頃に若い教師たちがそうした動きに反対するグループを作り、学習し、シカゴ教員組合としてデモや集会を組織した…子どものために親や地域住民と団結してたたかうことができたからだ”と報告した。

山本由美和光大学教授は、“学校選択制、学校統合、学力テスト体制など人材養成のために選抜を早期から行う公教育”を批判した。

足立区のある教師は、“教育行政に対する不満が渦巻いている。それは「子どものためのいい授業をしたい」という思いに溢れているからだ”と語った(2月21日赤旗)。

(7) ここで「君が代」の「斉唱の強制」について触れることにする。

「君が代」が国歌となったのは2005年である。しかし、その根拠となった「国旗及び国歌に関する法律」(2005年)には、強制の根拠となる条文は全く見当たらない。それは当然である。「君が代」は、国民主権に反する歌詞であり、戦前の軍国主義のシンボリック的存在であったからである。ところが「君が代」の斉唱を強制する動きが、小中高のみならず大学に迄およんでいるという実態が作られつつある。

しかし「君が代」の斉唱強制は違憲である。

第一に、根本的に、思想・良心の自由を踏みしめるものである。

第二に、強制の根拠が法的に全くないことである。

第三に、教育の自由を侵すものである。この自由は、教師の教育の自由のみならず、子ども、青年の自由で良心的な教育を受ける自由を侵害するものである。

第四に、「君が代」の「斉唱強制」は、日本を日米軍事同盟強化、侵略戦争のための洗脳教育である。

因みに私は曾て卒業した中学校の同窓会長をしたことがあるが、その卒業式に出席した折にも「君が代」を歌わなかったし、数多くの父兄のみならず、生徒総代を勤めた卒業生も歌わなかった。私は「君が代」を歌うことは「良心」に反すると考えたからである。

(8) 次に安倍政府によるマスコミ統制＝情報統制について触れることにする。

①2月8、9日両日の予算委や記者会見で、高市総務大臣は、“政治的に公平でない放送局

の電波を止めることができる”と発言した。

しかし、この発言は、原理的・法的に誤った見解である。そもそも民主主義とは、民意を十二分に反映した政治によって行われるものである。そして民意を反映するためには、公平な情報が全ての人に伝えられなければならない。その意味で「情報の自由」は言論の自由、批判の自由の基礎をなすものである。この観点から政府による情報介入の問題を考えてみよう。

放送法は、第一条で「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする」と規定している。その意味は、放送は民意を反映し、国民の利益のためになることを報道することを目的とすることである。この際に問題になるのは何が国民のためになるか、とう問題である。そこで放送法は、第三条で「放送番組は、…個人からも干渉され、又は規律されることがない」と規定し、放送は権力から干渉されず自由かつ自主的に報道機関が正しく真実を考える放送内容を行うことを義務づけているのである。

②3月10日、日本民間放送労働組合連合会は、高市発言を糾弾する声明を出した。

「電波法の停止規定まで持ち出して放送番組の内容に介入しようとするのは、放送局に対する威嚇、恫喝以外の何物でもない」。

同組合連合会は、2月16日には、高市総務相に発言の撤回を求め、独立行政機関の設置を含む放送行政の見直しを訴える「要請書」を総務相に提出した(2月21日赤旗)。

③今や安倍首相は、マスコミの権力的掌握に乗り出している。その恐るべき実態は「マスコミ市民」2015年11月号、12月号、2016

年1月号、2月号、6月号に詳細に批判して その中から重要だと考える部分を引用する。
るので参照して戴きたい。

(戸崎賢二「NHK 政治報道の“党派性”を問う」 マスコミ市民 2015 年 11 月号)

独自の調査報道の不在・市民の反対運動の軽視

法案の国会審議の中で、争点となった幾つかの重要な事項について、独自の取材、調査報道がほとんど見当たらないのも「NW9」の特徴である。

7月20日、「報道ステーション」は、55人の兵士が犠牲になったドイツ軍の後方支援の歴史を丁寧に伝えた。

(以下中略)

このほか、砂川事件、機雷掃海、など「報道ステーション」は独自に調査していたが、「NW9」にはこの種の調査報道にはほとんど見られない。取材、調査能力がないとは言えないであろう。政権を慮って控えたのではないか、という疑いが強い。

市民の反対運動についても…きわめて冷淡な扱いである。8月以降、ようやく報道の量は増えたが、全体として反対運動の報道を抑制する傾向は貫かれていた。

全国で展開された安保法案に反対する市民各層の運動の広がり、日本の政治社会の深層で大きな変化が生じていることを示していた。報道に携わる者であれば、単に政府・与党に対する一方の反対の動き、ということではなく、近年例を見ない民衆の動きと受け止める感受性を持たねばならなかった。しかし「NW9」の報道にそのような姿勢はあまり感じられなかった。

9月、法案の採択が迫っていた時期、与党がなぜ採決を急ぐのかについて、9月16日の田中記者、9月18日の山下毅政治部長の解説は判で押したように同じ内容だった。

「…政府与党内には国会周辺での反対集会が活発化して、不測の事態を招きかねないという懸念もあります」

というものだ。与党内にそのような懸念があったことは事実だろう。しかし、この「懸念」には、反対する市民を暴徒と見て、その声に耳を傾けない上からの目線の発想が根底にある。市民の切実な反対の声の中に身を置いてみた者であれば、このような与党の態度を留保なしには解説できないはずである。

・「NHK 報道局政治部」という存在

「NW9」の制作にあたっては、多くの記者、プロデューサー、ディレクターが働いているが、政治報道についてその内容を定めるのは報道局政治部の幹部、政治部に影響を行使する政治部出身の理事を含む上層部であろう。仮にこの系統をNHK内の「政治部勢力」と呼ぶことにする。

最近NHK内部から、政治を扱う番組に、この「政治部勢力」からクレームが来たり干渉されたりするという声が聞こえる。安保法案に関する番組が延期されたり、企画が採用されない、といった情報もある。「政治部勢力」が、安倍政権をできるだけ刺激しないよう配慮している、という見方が局内にあるという。

6月に、NHKは、日本で最も多くの憲法学者が参加する日本公法学会の会員、元会員に、安保

法案について大がかりなアンケート調査を実施した。ところがその結果がいつまでたっても公表されない。抗議した研究者の情報によれば、締め切りは7月3日だった。

このアンケート結果は、衆院で法案が可決されたあと、ようやく7月23日の「クローズアップ現代」で2分程度の時間で伝えられた。それによると、アンケートは1146人に送付され、422人が回答した。内訳は「違憲、違憲の疑い」が377人で約90%、「合憲」と意見が28人だった。

圧倒的に「違憲」の回答が多い。普通ならこの結果自体が「ニュース」であって、それをもとに企画ニュースが組まれていいものである。しかも衆院採決前に発表してこそ意味があった。

このアンケートは、実は政治部ではなく報道局社会部が企画し実施した。何人もの記者が関わり、経費をかけて実施したアンケートを、「クローズアップ現代」の1コーナーで紹介して終わりにするなど考えられないことである。社会部の幹部や担当がそれを目指したことはあり得ない。

結果が政権にあきらかに不利であり、この扱いは「政治部勢力」の圧力によるものではないか、という推測は説得力がある。

最近の政治報道の全体、また現在のNHK内の情報などを総合的にみたと、筆者はこの「政治部勢力」の中核に安倍政権支持の集団が存在するのではないかと、との強い疑いを持つ。もちろん直接の証拠があるわけではないが、あらゆる状況証拠がそのような可能性を指し示している。

政治部内には、このままではいけない、という若い記者の声もあるというので、一様ではないが、中心に極めて党派的な存在があるという疑いを捨てきれない。

NHKには政治家と関係の深い記者出身者が幹部を占めるという伝統がある、現在も副会長と理事10人のうち6人が記者出身であり、その中で副会長を含む3人が政治部出身という異様に偏った役員構成である。しかもその上に、就任記者会見で「民主主義は多数決、そのイメージで放送してゆけば（放送は）政府と逆になることはありえない」と述べた会長が座っている。

こうした執行部のもとで、党派的で偏向した政治報道は続いているのである。NHKでは「NHKスペシャル」や「ETV特集」などで、優れた番組が制作されているが、人数ではわずかな勢力によるNHK支配が公共放送に対する信頼を掘り崩し、優れた番組制作の努力を帳消しにしていると言わざるを得ない。

NHKの政治報道は、視聴者の批判によって変えなければならない。安保法制のもとで海外の武力行使が現実のものとなったとき、NHKが政府広報的な放送局であつたら、国民の被害は測り知れない。

折しも自民党は受信料義務化の検討を開始した。これが実現すれば、NHKは視聴者の声を聞く必要がなくなり、批判の声も届かない。義務化はNHKと視聴者の回路を切断するのである。

NHKに向かい合う視聴者の運動はますます重大な局面を迎えている。

(9) この指摘が明らかにしているのは、マ　　る。そして、党派（＝自公勢力）に偏した報道が日夜垂れ流されており、真実を報道する

報道者＝ジャーナリストが巧みに報道現場から排除され、その結果、国民＝人民が真実のことを知り得ず、従って適切な判断ができにくいという状態が生じていることである。

独裁国家ではない我が国にこのような状態が生じていることを決して許してはならない。

(10) ここで安倍政権の大学に関する政策について述べよう。

この問題について、詳しく分析した文献として中富公一「現在の大学政策と学問の自由・大学の自治」(法と民主主義 2016年6月号)があるので、まずその要旨を紹介し、そのあとに検討を加えることにする。

(11) 中富論文の要旨

㊤ 安倍内閣の特徴 ㊦戦前日本の侵略戦争を美化する「復古的日本主義」、㊧アメリカの戦争に荷担できる軍事大国化、㊨グローバル企業に奉仕する国づくり、㊩憲法、法律に基づく手続や権限の軽視、㊪教育、大学の動員、㊫マスメディア介入と自由制約、である。

㊬ 安倍内閣の大学政策

㊭その一端を示すのが2014年5月6日OECD閣僚理事会における安倍首相の基調演説がある。

「エンジニアリングだけがイノベーションを生み出すという発想を、まずは捨てねばなりません。社会は複雑化しています。経営学や心理学の知見、文化への造詣など、幅広い素養が求められる時代です。……日本では、みんな横並び、単線型の教育ばかりを行ってきました。小学校六年、中学校三年、高校三年の後、理系学生の半分以上が、工学部の研究室に入る。こればかりを繰り返してき

たのです。……だからこそ、私は教育改革を進めています。学術研究を深めるのではなく、もっと社会のニーズを見据えた、もっと実践的な、職業教育をおこなう。そうしたあらたな枠組を、高等教育にとりこみたいと考えています。」

㊮このような思考のもとで進められている大学政策は、日の丸・君が代の押し付け、軍事研究誘導、グローバル人材育成・イノベーション改革に役立つための大学改革、それに伴う文系学部・教育学部の縮小・再編、SGUなど大学の三類化と運営交付金の傾斜配分による大学間格差の拡大である。

㊯こうした改革を学長主導で実行するための教授会自治の縮減、学長への権限集中、学長選考会議。

㊰運営費交付金における基盤的経費の縮減と紐付き競争的資金の増加

以上が安倍内閣の大学政策の概要である。

㊱そしてこのような政策を具体化するため、第一次安倍内閣は、2006年教育基本法の第17条の新設を行った。「第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」とした。同時に、教育基本法第7条も新設された。第7条「①大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。②大学については自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければな

らない。」

その結果として、第 17 条が大学に適用されることになったのである。

そしてこのことは国立大学法人法では次のような構造に現れている。「第 9 条 文部科学省に……国立大学法人評価委員会を置く。」

「第 30 条 文科相は、6 年間に於いて国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すことと共に公表しなければならない。……中略。③文科相は中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評議委員会の意見を聴かなければならない。」「第 31 条 国立大学法人等は、……中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき文科省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文科相の認可を受けなければならない…。③文科相は第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない」

(12) 以上の中富論文によれば、大学は、文科省の定める中期目標に従い、中期目標を立てて文科相の認可を受ける義務を負ったことになったのである。

(13) 中富論文の先を紹介しよう。

安倍改革は、⑦学校教育法 93 条改正 (2015 年) による学部教授会権限の縮減、学長権限の強化、④人文社会系学部大学院、教育養成系学部、大学院の廃止・再編、⑨大学をスーパーグローバル大学など「世界最高水準の研究・教育」「特定分野で世界的な教育研究」「地域活性化の中核」の三つに分類する政策をとっている。

そして、右の⑦について、下村文相は、学校

教育法 93 条改正の理由として、“大学は国力の源泉であり、各大学が人材育成、イノベーション (技術革新) の拠点として教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制の構築が不可欠” だと述べた。

右の⑦については、2015 年 6 月 8 日の通知「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し」で大学に要請された。そこでは、「……『ミッションの再定義』で明らかにされた各大学の強み、特色、社会的役割を踏まえた組織改革に努めることとする。特に教員養成系学部・大学院、人文社会学系学部・大学院については、18 歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し、計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとし、その前提とされている『ミッションの再定義』について、次のように説明されている。『日本再興戦略 (2013 年 6 月 14 日閣議決定)、『教育振興基本計画 (同日閣議決定)、『これからの大学教育の在り方について (第三次提言)』 (2013 年 5 月 28 日教育再生実行会議) 等を踏まえ、今後の国立大学改革の方針や方策、実施方針をまとめた『国立大学改革プラン』を策定した』ものであること。

では、教育再生実行会議とはいかなる存在か。内閣の私的な諮問機関であるが、実質的には文科省の御用機関であり、『ミッションの再定義』とは、原案は文科省が作り、予算削減の脅しで、大学がこれにそった組織改革をしなければならないという仕組みである (以上は中富論文による)。

そして前述⑦については、産業競争力会議で榊原定征氏 (後に経団連代表) が、「評価基準

に基づいて大学への運営費交付金を思い切って傾斜配分すべき」ことを力説したことから一気にことが運んだという経緯があるのである（前掲中富論文、土井誠「学費値上げ、『文系つぶし』の安倍政権の暴走を許すな」前衛 2016年3月号参照）。

（14）安倍政権の大学政策の特質

第一に基本政策は、大学の研究の自由と教育の自由に対する政治介入である。

第二に基本政策は、文系・教育養成への政治介入と取り潰しである。

第三に、以上の手段としてとられているのが大学運営費と研究費の傾斜配分であり、縮小であり、そして学費値上げである。

結び

一（1）2016年2月は、PKO派遣部隊が武器で人を殺すことを安倍内閣が認めることを明らかにした。

（2）また安倍内閣は、宇宙政策を軍事計画に組み込んだのである。

（3）武器輸出が活発化したことである。

（4）武器輸出三原則の撤廃、集団的自衛権容認の閣議決定、日米新ガイドライン、そして戦争法が一体となって、軍需産業を巨大な軍産学一体化という怪物を生み出したことである。

（5）民主、社民、維新、生活、共産の五野党が市民団体と戦争法廃止を主たるスローガンとする「民主連合政府」を作ろうとする動きが活発化していることである。

二 沖縄の普天間基地返還問題は、2016年2月の段階では、実現できなかったことである。沖縄の人々の激しい闘いにもかかわらず。

三 原発廃絶と核兵器禁止の闘いが草の根運動によって日本国の全土で広がり、世界各国を

第四に、これらの結果として生ずるのは、研究・教育のレベル低下であり、教育格差の拡大である。

第五に、若手研究者養成の機能不全である。

第六に、日本社会の文化力ないし文化的力量の低下である。

（15）しかし、安倍内閣の政策や思惑通りには進むであろうか？そうではないであろう。戦後70年余にわたって培った学問の自由と自治、そして思想の自由、教育の自由・独立は、安倍内閣の違法かつ不当な大学逆改革に屈することはないからである。そして今現在でも広く各地で大学を大学たらしむべきだとする闘いが展開されているのである。

動かす力量を持ったことである。

四 TPPの本質が露わになったことである。

その本質とは、①日本の第一次産業を破壊し、アメリカに売り渡すものであること。

②TPPは、日本人の命と暮らしの安全を脅かすものであること。

③TPPは大企業・多国籍企業の利潤追求の動きであること。

五 大学を輪切りにして、軍事と大企業・多国籍企業の侍女的存在におとしめる動きが安倍内閣によって推進されていることである。

六 報道界、ジャーナリズムが安倍政権の操作する「侍女的存在」になり下がっていることである。個々のジャーナリスト、報道人の良心にも拘らず――。

七 青年は、「T—ns」に代表されるように、民主主義と自由・平和・平等という民主的原理を守り抜く存在であることであり、希望的存在であることである。

八 最後に、安倍政権による軍事化の動き、大企業・多国籍企業の動きが今後、益々強化されていくであろう。しかし、反面、その動きを阻

止する力も益々強くなるであろう。

このことを確認し、2016年2月の稿を閉じることとする。

(2016年7月18日脱稿)